

石綿障害予防規則の改正に伴う関連告示の改正について（報告） （工作物に関する石綿事前調査者関係）

厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課

1

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示案について

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示案について

1. 改正の趣旨

- 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第1項の規定により、事業者は、建築物等の解体又は改修の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿等の使用の有無についての事前調査（以下「事前調査」という。）をしなければならないこととされている。
- 今般、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第2号）により、**工作物**に係る事前調査についても、一部の場
合を除き、適切に当該調査を実施するために**必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者**に行わせなければならないこととされ
ることに伴い、当該者の要件を定める等の改正を行う。

2. 改正の概要

石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号）の一部改正

- 工作物の事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者について、以下に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ以下の者とする。
 - ① 石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号。以下「**特定工作物告示※1**」という。）**第1号から第5号まで及び第7号から第11号まで**に掲げる工作物に係る**解体等の作業**
 - ・ 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規程」という。）第2条第5項の**工作物石綿事前調査者※2**
 - ② **特定工作物告示第6号及び第12号から第17号まで**に掲げる工作物に係る**解体等の作業並びに特定工作物告示に規定するもの以外の工作物の解体等の作業のうち塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業**
 - ・ **工作物石綿事前調査者**又は登録規程第2条第2項に規定する**一般建築物石綿含有建材調査者**、同条第3項に規定する**特定建築物石綿含有建材調査者**若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者
 - ※1 特定工作物とは、工作物のうち、石綿等が使用されているおそれが高い物として厚生労働大臣が定める次に掲げるものをいう。
 - ①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、④配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、⑤焼却設備、⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備（ケーブルを含む。）、⑫トンネルの天井板、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い（⑰は、特定工作物告示を改正して新たに追加）
 - ※2 別途、**登録規程を一部改正**し、登録規程第2条第5項に「**工作物石綿事前調査者**」を新たに規定することとしている。
- その他所要の改正を行う。

3. 公布日等

告示日：令和5年3月下旬（予定）、適用期日：令和8年1月1日

新たに規定する工作物別の事前調査資格者の要件

| 区分 | 対象工作物 | 事前調査の資格 |
|---|---|--|
| <p>特定工作物告示に掲げる工作物</p> <p>(石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物)</p> | <p>【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備） ○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備） ○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く <p>【注】 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。</p> <p>【建築物一体設備等】</p> <p>煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）※</p> <p>【注】 建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部</p> <p>※ 新たに特定工作物として指定予定</p> | <p>新設する工作物石綿事前調査者</p> <p>新設する工作物石綿事前調査者、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</p> |
| <p>その他の工作物</p> | <p>【上記以外の工作物】</p> <p>建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。</p> <p>（エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等）</p> | <p>塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業※に係る事前調査については、新設する工作物石綿事前調査者、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</p> |

※ 塗料の剥離、補修されたコンクリートやモルタルを使用した基礎の解体等を行う場合
 ※ 資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。



建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正 する件（案）について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件（案）について

1. 改正の趣旨

- 平成30年に、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査に加えて、建築物の解体作業等における石綿含有建材の使用実態の調査について専門的知識を有する者を育成するため、**建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）**を定めたところである。
- 今般、厚生労働省の「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、**工作物における石綿の使用実態の調査を行う者の養成を促進**するため、「**工作物石綿事前調査者**」の制度を新たに設けるとともに、当該調査者となるために**必要な講習の講義内容を定める**等所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 工作物に使用される石綿の使用実態の調査を行う者で、厚生労働大臣の登録を受けた講習の講義を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者として、「**工作物石綿事前調査者**」を新たに規定する。
- 「工作物石綿事前調査者」となるために必要な講習として、「**工作物石綿事前調査者講習**」を新たに規定するとともに、当該講習の内容、登録の要件、講習事務規程に関する事項等を規定する。
- 上記改正に伴い、告示名を「**建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程**」に改める。
- その他所要の改正を行う。

3. 公布日等

告示日：令和5年3月下旬（予定）、適用期日：告示日

工作物石綿事前調査者講習のカリキュラム（案）

工作物石綿事前調査者講習のカリキュラムは講習登録規程別表2において、以下のように規定される。

| 科目 | 内容 | 時間 |
|--------------------|---|-----|
| 工作物石綿事前調査に関する基礎知識1 | 労働安全衛生法その他関係法令、工作物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る工作物石綿事前調査の基礎知識に関する事項 | 一時間 |
| 工作物石綿事前調査に関する基礎知識2 | 大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の工作物石綿事前調査全般にわたる基礎知識に関する事項 | 一時間 |
| 石綿使用に係る工作物図面調査 | 工作物一般、工作物と防火材料、石綿含有建材、工作物の図面その他の工作物石綿事前調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項 | 四時間 |
| 現場調査の実際と留意点 | 調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、工作物で使用される材料中の石綿分析その他の現地調査に関する事項 | 四時間 |
| 工作物石綿事前調査報告書の作成 | 調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の工作物石綿事前調査報告書に関する事項 | 一時間 |